

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件 三六
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件 三六
- 告示  
指定居宅サービス事業者を指定した件 三九
- 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 三九
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 三九
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三九
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 三九
- 指定居宅介護支援事業者を指定した件 三九
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 三九
- 指定居宅介護支援事業を行う事業

- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 三九
- 指定介護予防サービス事業者を指定した件 三九
- 指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 三九
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 三九
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三九
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 三九
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 三九
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 三九
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三九
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出

- 告示  
臨時種畜検査を実施する件 三七
- 福島県公安委員会  
福島県公安委員会  
警備業者及び警備員が携帯する護身用具の制限等に関する規則の一部を改正する規則 三七
- 平成二十年十月十七日付け号外第六十号中 三九
- 告示  
福島県告示第三百八十五号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十一年六月七日救急病院として認定した。  
平成二十一年六月十二日  
福島県知事 佐藤 雄 平  
所在地 福島市方木田字辻の内三一五 平成二十四年六月六日  
認定有効期限 (医療看護課)
- 告示  
福島県告示第三百八十六号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十一年六月十六日救急病院として認定した。  
平成二十一年六月十二日  
福島県知事 佐藤 雄 平  
所在地 福島市大森字柳下一六一一 平成二十四年六月一日  
認定有効期限 (医療看護課)
- 告示  
福島県告示第三百八十七号  
河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。  
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県会津若松建設事務

所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 河川の名称 一級河川阿賀野川水系旧湯川
  - 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
  - 三 河川管理施設の位置 会津若松市五月町百二十二番地先から同市同町百四十八番地先まで
  - 四 管理を行う者の氏名及び住所 菅家 一郎 会津若松市東栄町三番四十六号
  - 五 管理の内容
    - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもつばら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
    - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
    - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
    - 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間
- 平成二十一年三月二十六日から道路の存続する日まで  
(河川計画課)

公 告

公告第三百三十一号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

ケアヘルパ	会津若松市古	株式会社楓	福島県会津若	平成二十二年	訪問介護
事業所 の名称	事業所 所在地	申請者の名 称(個人に あつては、 氏名)	申請者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	指定年月日	サービ スの種 類

リフォーム コンビニ	会津若松市鶴 賀町二一五	アイゼネホ ーム株式会 社	同 県会津若 松市鶴賀町二 一五	同	特定福祉 用具販売
株式会社吉 田家具店	いわき市植田 町中央二一 一	株式会社吉 田家具店	同 県いわき 市植田町中央 二一一一	同	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
訪問看護ス テーション しみず	福島市南沢又 字上並松八 六	福島中央市 民医療生活 協同組合	同 県福島市 野田町一一 五一一二	同	居宅療養 管理指導
こもれびの 里今泉	相馬郡新地町 大戸浜字木戸 脇二一一三	株式会社和 心	同 県相馬郡 新地町大戸浜 字木戸脇二一 一三	同	同
デイサービ スセンター ひとと樹	同 市郷ケ 丘二一三〇一 三	有限会社久 世原ケアア プ ランサービ ス	福島県いわき 市平下荒川字 久世原六一一 四〇	同	通所介護
アサヒサン クリーン在 宅介護セン ターいわき	いわき市泉町 滝尻字下谷地 一八シエンヌ アクアージュ 一階	アサヒサン クリーン株 式会社	東京都北区上 十条一一二一 一五	同	訪問入浴 介護
有限会社ハ ッピーパス ケア	須賀川市木之 崎字北作三七 ケア	有限会社ハ ッピーパス ケア	同 県須賀川 市木之崎字北 作三七	同	同
一 楓	川町四一八		松市真宮新町 北二一一八	六月一日	

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。  
 平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
福島赤十字春日町デイサービスセンター	福島市春日町一四―一四	日本赤十字社福島県支部	福島県福島市永井川字北原田一七	平成二十二年三月三十一日	通所介護
デイサービスふあみりあ	郡山市開成四―九―一七あさかB	有限会社恵比寿	同 県郡山市堤二―一三三	平成二十二年五月一日	同
株式会社デーシーサービス郡山北営業所	同 市喜久田町卸三―一〇	株式会社デーシーサービス	同 市虎丸町一―二二	同	訪問介護

（高齢福祉課介護保険室）

公告第三百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。  
 平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類

公告第三百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションいわしる	二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションいわしる	二本松市上長折字行部内二六―一	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	福島県二本松市若宮一―六九	訪問介護
---------------------------	---------------------------	-----------------	-------------------	---------------	------

（高齢福祉課介護保険室）

公告第三百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
二本松市社会福祉協議会入浴ステーションほんまつ	二本松市若宮二―一六九	二本松市油井字濡石一―二	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	福島県二本松市若宮二―一六九	訪問入浴介護

（高齢福祉課介護保険室）

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類

二本松市 社会福祉 協議会へ ルパース テーショ ンにほん まつ	二本松市 社会福祉 協議会へ ルパース テーショ ンにほん まつ・あ だち	二本松市若 宮二一六九 一	二本松市油 井字濡石一 二	社会福祉 法人二本 松市社会 福祉協議 会	福島県二 本松市若 宮二一六 九	ては、氏 名 所在地(個 人にあつ ては、住 所)	訪問介護
--	--	---------------------	---------------------	-----------------------------------	---------------------------	--	------

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居室  
介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 事務所の所在地	指定年月日
なじみ逢瀬居宅 介護支援事業所	郡山市逢瀬町多 田野字上山田原 一―二六四	株式会社ケア ブレーションズ	福島県郡山市逢 瀬町多田野字上 山田原一―二六 四	平成二二年 六月一日
ほのぼのハウス	いわき市常磐上 湯長谷町湯台堂 一〇二―四	ハート株式会 社	同 県いわき市 常磐上湯長谷町 湯台堂一〇二― 四	同
指定居宅介護支 援事業所輝清	同 市小名浜 大原字丙新地二 五―一四	株式会社来夢	同 市 小名浜大原字丙 新地二五―一四	同

秀公会指定居宅 介護支援事業所 あづま	伊達市保原町大 泉字小作逢一五 一	医療法人秀公 会	同 県福島市大 森字柳下一六一 一	同
---------------------------	-------------------------	-------------	-------------------------	---

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居室介  
護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。  
平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業 所の名称	変更後の事業 所の名称	事業所の 所在地	事業 者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地
老人保健施設 ベテランズサ ークル	介護老人保健 施設ベテラン ズサークル居 宅介護支援事 業所	相馬市小泉字高 池三一九―一	医療法人社団 茶畑会	福島県相馬市沖 の内三二五―一 八
二本松市社会 福祉協議会居 宅介護支援事 業所いわしろ	二本松市社会 福祉協議会居 宅介護支援事 業所いわしろ・ とうわ	二本松市上長折 字行部内二二六 一	社会福祉法人 二本松市社会 福祉協議会	同 県二本松市 若宮二一六九

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居室介  
護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	変更前の事業所 の所在地	変更後の事業所 の所在地	事業 者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地
介護専門店ハ	伊達市保原町三	伊達市保原町宮	有限会社地	福島県伊達郡桑

イジ	一八スリーエイ トビル一階	下六七―三	域サポート 研究所	折町伊達崎字道 林一三
JAみちのく 安達指定居宅 介護支援事業 所	本宮市本宮字戸 崎四一	二本松市平石町 六四―一	みちのく安 達農業協同 組合	同 県二本松市 成田町一―八二 一―一

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。  
平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	変更前の 事業所の 所在地	変更後の 事業所の 所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地
二本松市 社会福祉 協議会居 宅介護支 援事業所 にほんま つ	二本松市 社会福祉 協議会居 宅介護支 援事業所 にほんま つ・あだ ち	二本松市若 宮二―六九	二本松市油 井字瀧石一 ―二	社会福祉法人 二本松市社会 福祉協議会	福島県二本松市 若宮二―六九

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百四十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 名称	事業所 所在地	申請者の名 称(個人に する事務所の所 在)	申請者の主た る事務所の所 在	指定年月日	サービスの 種類
-----------	------------	---------------------------------	-----------------------	-------	-------------

株式会社吉 田家具店	いわき市植田 町中央二―一 ―一	株式会社吉 田家具店	同 県いわき 市植田町中央 二―一―一	同	介護予防 用具販売
訪問看護ス テーション しみず	福島市南沢又 字上並松八― 六	福島中央市 民医療生活 協同組合	同 県福島市 野田町一―一 五―一二	同	介護予防 居宅療養 管理指導
こもれびの 里今泉	相馬郡新地町 大戸浜字木戸 脇二―一三	株式会社和 心	同 県相馬郡 新地町大戸浜 字木戸脇二― 一三	同	同
デイサービ スセンター ひとと樹	同 市郷ケ 丘二―三〇― 三	有限会社久 世原ケアプ ランサービ ス	福島県いわき 市平下荒川字 久世原六一― 四〇	同	介護予防 通所介護
アサヒサン クリーン在 宅介護セン ターいわき 一階	いわき市泉町 滝尻字下谷地 一八シエンヌ アクアージュ 一階	アサヒサン クリーン株 式会社	東京都北区上 十条一―二― 一五	同	介護予防 訪問入浴 介護
有限会社ハ ッピーバス ケア	須賀川市木之 崎字北作三七 ケア	有限会社ハ ッピーバス ケア	同 県須賀川 市木之崎字北 作三七	同	同
ケアヘルパ ー楓	会津若松市古 川町四―八	株式会社楓	福島県会津若 松市真宮新町 北二―一八	平成二二年 六月一日	介護予防 訪問介護
		あつては、 (氏名)	あつては、 (個人に する住所)		

リフォーム コンビニ	会津若松市鶴 賀町二一五	アイゼネホ ーム株式会 社	同 県会津若 松市鶴賀町二 一五	同	特定介護 予防福祉 用具販売
---------------	-----------------	---------------------	------------------------	---	----------------------

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百四十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
福島赤十字春日町デイサービスセンター	福島市春日町一四一四	日本赤十字社福島県支部	福島県福島市永井川字北原田一七	平成二十二年三月三十一日	介護予防通所介護
デイサービスふあみりあ	郡山市開成四一九一七あさかB	有限会社恵比寿	同 県郡山市堤二一三三	平成二十二年五月一日	同
株式会社ティシーサービス郡山北営業所	同 市喜久田町卸三一〇	株式会社ティシーサービス	同 市虎丸町一一二二	同	介護予防訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百四十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションいわしろ	二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションいわしろ・とうわ	二本松市上長折字行部内一二六一	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	福島県二本松市若宮一六九	介護予防訪問介護

福島県知事 佐藤 雄平

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
二本松市社会福祉協議会入浴ステーションにほんまつ	二本松市若宮二一六九	二本松市油井字濡石一一二	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	福島県二本松市若宮一六九	介護予防訪問入浴介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	二本松市社会福祉協議会へルパーステーションにほんまつ	変更後の事業所の名称	二本松市社会福祉協議会へルパーステーションにほんまつ・あだち	変更前の事業所の所在地	二本松市若宮二一六九	変更後の事業所の所在地	二本松市油井字瀧石一―二	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	福島県二本松市若宮二一六九	サービスの種類	介護予防訪問介護
------------	----------------------------	------------	--------------------------------	-------------	------------	-------------	--------------	--------------------	-------------------	----------------------------	---------------	---------	----------

（高齢福祉課介護保険室）

公告第三百四十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	ヘルパーステーションえび	事業所の所在地	伊達市保原町字十丁目一四―一ガデンパレ	事業者の名称	株式会社 社扇寿	事業者の主たる事務所の所在地	福島県伊達市保原町字八幡町二〇	指定年月日	平成二十一年六月一日	サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護	サービスの主たる対象者	特定なし
--------	--------------	---------	---------------------	--------	----------	----------------	-----------------	-------	------------	---------	-------------	-------------	------

ス保原一〇七号

（障がい福祉課）

公告第三百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	二本松市社会福祉協議会へルパーステーションいわし	変更後の事業所の名称	二本松市社会福祉協議会へルパーステーションいわし	事業所の所在地	二本松市上長折字行部内二二六―一	事業者の名称	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	事業者の主たる事務所の所在地	同 県二本松市若宮二一六九	サービスの種類	居宅介護	サービスの主たる対象者	同
変更前の事業所の名称	梁山ヘルパーステーション	変更後の事業所の名称	梁山ヘルパーステーション	事業所の所在地	伊達市梁山元陣内町字元陣内一―二	事業者の名称	同	事業者の主たる事務所の所在地	同	サービスの種類	同	サービスの主たる対象者	同
変更前の事業所の名称	梁山ヘルパーステーション	変更後の事業所の名称	梁山ヘルパーステーション	事業所の所在地	伊達市梁山元陣内町字元陣内一―二	事業者の名称	同	事業者の主たる事務所の所在地	同	サービスの種類	同	サービスの主たる対象者	同
変更前の事業所の名称	梁山ヘルパーステーション	変更後の事業所の名称	梁山ヘルパーステーション	事業所の所在地	伊達市梁山元陣内町字元陣内一―二	事業者の名称	同	事業者の主たる事務所の所在地	同	サービスの種類	同	サービスの主たる対象者	同
変更前の事業所の名称	梁山ヘルパーステーション	変更後の事業所の名称	梁山ヘルパーステーション	事業所の所在地	伊達市梁山元陣内町字元陣内一―二	事業者の名称	同	事業者の主たる事務所の所在地	同	サービスの種類	同	サービスの主たる対象者	同

（障がい福祉課）

公告第三百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ハートフ ルス ション	福島市南 矢野目字 桜内二四 一〇	福島市南 矢野目字 桜内三六 一〇	株式会社 北福島 タクシー	福島県福島 市南矢野目 字桜内三六 一〇	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児
介護のわ らべ	いわき市 平下荒川 字久世原 六一四	いわき市 郷ヶ丘二 一三〇一 三	有限会社 久世原ケ アプラン サービス	同 県いわ き市平下荒 川字久世原 六一四〇	同	特定なし

（障がい福祉課）

公告第三百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
二本松 市社会 福祉協 議会へ	二本松 市社会 福祉協 議会へ	二本松市 若宮二 六九	二本松市 湍石一 二	社会福 祉法人 二本松 六九	二本松市 若宮二 六九	居宅介護	特定なし

公告第三百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

ルパー ステー ション まつ あだち	ルパー ステー ション まつ・ あだち						福祉協 議会
--------------------------------	---------------------------------	--	--	--	--	--	-----------

（障がい福祉課）

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
伊達へ ルパー ステー ション	伊達市箱崎 字川端七	社会福 祉法人 伊達市 社会福 祉協 議会	福島県伊達 市保原町字 宮下一一 一	平成二二年 三月三十一日	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし
二本松 市社会 福祉協 議会へ	二本松市針 道字蔵下二 二	社会福 祉法人 二本松 市社会 福祉協 議会	同 県二本 松市若宮二 一六九	同	居宅介護	同
二本松 市社会 福祉協 議会へ	同 市油 井字湍石一 二	同	同	同	同	同



会ヘル パス テーシ オンあ だち	夢ある きヘル リース テーシ オン	へるば ーステ ーショ ンだん らんの 里	山内ク リニッ クヘル リース テーシ オン	いわき市平 谷川瀬字三 十九町一九 一三	医療法 人医和 生会	同 市平谷川 瀬字三十九 町一九一三	同 同	同 同	同 同	同	同	同	同
-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------	------------------	-----------------------------	--------	--------	--------	---	---	---	---

(障がい福祉課)

公告第三百五十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援 医療の種 類	指定する 診療科名	主として担当 する医師又は 歯科医師
クオール薬局	福島市八島田	平成二二年	育成医療	調剤	

ささきの店  
字琵琶瀬六二  
一  
六月一日  
更生医療  
精神通院  
医療

ささきの店	字琵琶瀬六二 一	六月一日	更生医療 精神通院 医療	同
アイル薬局西 口店	同 市三河南 町四一三	同	精神通院 医療	同
有限会社しみ ず薬局保原店	伊達市保原町 二井田字秋切 一一一	同	育成医療 更生医療	同
須賀川スカイ 薬局	須賀川市弘法 坦五三一八	同	精神通院 医療	同
株式会社くす りのマルチ調 剤薬局鳥居店	いわき市錦町 綾ノ内一二二	同	同	同
スマイル薬局	同 市泉町 一一二一四	同	同	同

(障がい福祉課)

公告第三百五十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次の指定自立支援医療機関から当該指定に係る名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の名称	変更後の名称	所 在 地	自立支援医 療の種類	指定されてい る診療科名
岩井薬局競馬場 前店	競馬場前薬局	福島市旭町九一 二四	精神通院医 療	調剤

(障がい福祉課)

公告第三百五十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指

定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名
クオール薬局ささきの店	福島市北中央三三八―一	平成二十二年五月二二日	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤
アイル薬局西口店	同 市三河南町七一八	同	精神通院医療	同
須賀川スカイ薬局	須賀川市弘法垣五三―八	同	同	同
株式会社くすりのマルチ調剤薬局鳥居店	いわき市錦町綾ノ内二二六	平成二十二年四月二八日	同	同
スマイル薬局	同 市泉町一三一―四	平成二十二年四月三〇日	同	同

(障がい福祉課)

公告第三百五十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成二十一年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 検査対象種畜

疾病その他やむを得ない事由によって独立行政法人家畜改良センターが平成二十一年度に行った定期種畜検査を受けることができなかった牛、馬及び豚の雄であつて種付け又は家畜人工授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供しようとするものに限る。ただし、豚にあつては、家畜人工授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供しようとするものに限る。

二 検査の期日及び場所

平成二十一年七月二十一日から平成二十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する期日及び場所とする。

福島県公安委員会

警備業者及び警備員が携帯する護身用具の制限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月12日

福島県公安委員会委員長 松本 忠清

福島県公安委員会規則第8号

警備業者及び警備員が携帯する護身用具の制限等に関する規則の一部を改正する規則

警備業者及び警備員が携帯する護身用具の制限等に関する規則(昭和47年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「もの」の次に「(鋭利な部位がないものに限る。)」以外のものを加え、同条各号を次のように改める。

(1) 警戒棒(形状が円棒で長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下のものであり、かつ、重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲のものに限る。)

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

(2) 警戒杖(形状が円棒で長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下のものであり、かつ、重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲のものに限る。)

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

(3) 刺股はりこ

(4) 非金属製の楯たて

(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な危害を加えるおそれがないもの

第3条中「警戒杖」を「警戒杖」に改める。

第4条中「警戒杖」を「警戒杖」に改め、同条第1号中「第11条の6第1項」を「第42条第1項」に改め、同条第2号中「警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)」を「警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)」に、「第1条第1項の表に規定する常駐警備業務」を「第1条第2号に規定する施設警備業務」に改め、同条第3号中「第1条第1項の表」を「第1条第5号」に、「核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務第5条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第1条、第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法(昭和47年法律第117号)第17条第2項において準用する同法第16条第2項又は第11条第1項の規定により届出がされた警備業者又は警備員の携帯の用に供されている改正前の警備業者及び警備員が携帯する護身用具の制限等に関する規則第2条第2号ア又はイに該当する警戒棒又は警戒杖で、改正後の警備業者及び警備員が携帯する護身用具の制限等に関する規則第1号又は第2号に該当しないもの(以下「旧基準警戒棒等」という。)については、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して10年間は、当該届出を行った警備業者又は当該警備業者の警備員は、当該警備業務を行うに当たって旧基準警戒棒等を携帯することができる。

(生活安全企画課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十年十月十七日付け号外第六十号中

四	上	後ろか ら一	「介護療養型医療施設等」 「介護療養型医療施設」等
---	---	-----------	------------------------------